

改正

昭和49年8月27日教育委員会規則第7号
昭和52年10月18日教育委員会規則第5号
昭和54年3月29日教育委員会規則第2号
昭和54年9月1日教育委員会規則第7号
昭和55年8月28日教育委員会規則第4号
昭和58年12月26日教育委員会規則第12号
昭和59年10月28日教育委員会規則第3号
平成元年11月8日教育委員会規則第9号
平成2年11月7日教育委員会規則第7号
平成4年6月3日教育委員会規則第9号
平成5年4月20日教育委員会規則第11号
平成8年12月4日教育委員会規則第13号
平成13年1月5日教育委員会規則第1号
平成15年3月28日教育委員会規則第6号
平成15年6月19日教育委員会規則第14号
平成16年9月29日教育委員会規則第6号
平成20年3月31日教育委員会規則第10号
平成20年7月17日教育委員会規則第16号
平成21年3月23日教育委員会規則第7号
平成22年3月17日教育委員会規則第5号
平成22年4月30日教育委員会規則第7号
平成24年4月17日教育委員会規則第3号
平成25年8月22日教育委員会規則第14号
平成26年1月16日教育委員会規則第1号
平成28年3月7日教育委員会規則第2号
平成28年5月17日教育委員会規則第14号
令和3年3月22日教育委員会規則第16号
令和3年10月1日教育委員会規則第25号
令和3年11月16日教育委員会規則第29号

東大阪市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立図書館条例（昭和42年東大阪市条例第73号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(分室)

第2条 東大阪市立永和図書館（以下「永和図書館」という。）及び東大阪市立四条図書館（以下「四条図書館」という。）に分室を設け、名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
----	----

東大阪市立永和図書館大蓮分室（以下「大蓮分室」という。）	東大阪市大蓮北4丁目
東大阪市立四条図書館石切分室（以下「石切分室」という。）	東大阪市北石切町

（開館時間）

第3条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、その時間を延長し、又は短縮することができる。

（1） 東大阪市立花園図書館（以下「花園図書館」という。）、永和図書館及び四条図書館
午前9時から午後9時まで

（2） 大蓮分室及び石切分室 午前9時から午後5時まで

（休館日）

第4条 図書館の休館日は、次の表に掲げる日及び図書整理日（図書の整理のため、年間7日の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定める日をいう。）とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
花園図書館	火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
四条図書館	月曜日（休日を除く。）
大蓮分室及び石切分室	指定管理者が教育委員会の承認を得て定める日

（個人の館外利用）

第5条 個人が館外で資料を利用するときは、利用カードの交付を受けなければならない。

2 利用カードは利用申込書により、本人が申請したときに交付する。

3 館外で資料を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 東大阪市民

（2） 東大阪市内（以下「市内」という。）に通勤又は通学する者

（3） 八尾市民、柏原市民、大東市民、大阪市民、富田林市民、河内長野市民、松原市民、羽曳野市民、藤井寺市民及び大阪狭山市民

（4） 指定管理者が適当と認めた者

4 利用カードの有効期間は、教育委員会が定める。

5 個人が館外で利用できる資料は8冊以内とし、利用期間は2週間以内とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、冊数及び期間を変更することができる。

6 個人が館外で利用している資料を、利用期間満了後引き続き利用しようとするときは、特に支障がない場合に限り、2週間以内においてこれを認めることができる。

（団体の館外利用）

第6条 市内に所在する学校、官公署、社会教育関係団体、会社等の団体（以下この条において「団体」という。）が、館外で資料を利用するときは、利用カードの交付を受けなければならない。

- 2 利用カードは利用申込書により、団体の代表者が申請したときに交付する。
- 3 利用カードの有効期間は、教育委員会が定める。
- 4 団体が館外で利用できる資料は、100冊以内とし、その利用期間は、2月間とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、冊数及び期間を変更することができる。
- 5 団体が館外で利用する資料の管理については、その団体の代表者がその責任を負うものとする。
- 6 指定管理者は、資料の館外利用している団体に対し、その利用状況について報告を求めることができる。

(家庭文庫及び地域文庫)

第7条 家庭文庫及び地域文庫(以下「文庫」という。)は、個人又はグループが市内に所在する自宅その他の場所で、周辺の児童又は幼児に、無償で図書の貸出やその他の活動を行っているものをいう。

- 2 文庫が館外で資料を利用するときは、利用カードの交付を受けなければならない。
- 3 利用カードは利用申込書により、文庫の代表者が申請したときに交付する。
- 4 利用カードの有効期間は、教育委員会が定める。
- 5 貸出冊数及び期間については、教育委員会が定める。
- 6 文庫が館外で利用する資料の管理については、その文庫の代表者がその責任を負うものとする。
- 7 指定管理者は、資料の館外利用をしている文庫に対し、その活動状況について報告を求めることができる。

(自動車文庫)

第8条 自動車文庫は、市内を自動車により巡回し、資料の貸出を行うものとする。

- 2 自動車文庫の巡回場所と日時、及び利用できる資料の冊数と期間は、指定管理者が教育委員会の承認を得て、定める。

(リクエスト及び予約)

第9条 個人が、図書館において求める資料がない場合は、リクエスト(予約)カードにより、リクエストをすることができる。

- 2 個人が、貸出等により、図書館において求める資料の利用ができない場合は、リクエスト(予約)カード及びインターネットにより予約をすることができる。

(館外利用の制限)

第10条 次の各号に掲げる資料は、館外での利用を制限することができる。

- (1) 貴重資料
- (2) 郷土資料
- (3) 各種の辞書
- (4) 新聞及び雑誌
- (5) 前各号のほか指定管理者が指定する資料

(利用期間中における資料の返納)

第11条 指定管理者が必要があると認める場合には、利用期間中であっても、資料を返却させることができる。

(指定管理者への届出)

第12条 図書館を利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに指定

管理者に届け出なければならない。

- (1) 利用カードを紛失したとき。
- (2) 利用中の資料を亡失又は毀損したとき。
- (3) 利用申込書の記載内容に変更があったとき。

2 前項第1号に該当するときは、利用カード紛失届により届け出なければならない。
(資料の寄託)

第13条 図書館は、一般公衆の利用に供する目的で、資料の寄託を受けることができる。

- 2 寄託を受けた資料は、別段の契約がある場合のほか、図書館所蔵のものと同じ取扱いをする。
- 3 寄託を受けた資料が、火災、盗難、その他不可抗力の災害により損害を受けた場合においては、市はその責を負わない。

(図書館協議会)

第14条 図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 協議会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の請求がある場合は、臨時に招集することができる。
- 6 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 7 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の特例)

第15条 委員長は、特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより協議会の会議に代えることができる。

- 2 前条第6項及び第7項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第6項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第7項中「出席した」とあるのは「意見を提出した」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 条例第10条第2項の規定による任命後最初の協議会の招集及び委員長が選出されるまでの間における協議会の運営は、教育委員会が行う。

附 則(昭和49年8月27日教委規則第7号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年10月18日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日教委規則第2号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年9月1日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年8月28日教委規則第4号）

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月26日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月28日教委規則第3号）

この規則は、昭和59年10月28日から施行する。

附 則（平成元年11月8日教委規則第9号）

この規則は、平成元年12月1日から施行する。

附 則（平成2年11月7日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年6月3日教委規則第9号）

この規則は、平成4年6月10日から施行する。

付 則（平成5年4月20日教委規則第11号）

この規則は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成8年12月4日教委規則第13号）

この規則は、平成9年1月26日から施行する。

附 則（平成13年1月5日教委規則第1号）

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の東大阪市立図書館条例施行規則第5条第1項又は第8条第1項の規定により、借出券（大蓮分室及び石切分室において交付した者に限る。以下同じ。）又は移動図書館借出カードの交付を受けている者又は団体は、改正後の東大阪市立図書館条例施行規則第5条第2項又は第6条第2項の規定にかかわらず、交付を受けた借出券又は移動図書館借出カードを提出することにより利用カードの交付を受けることができる。

附 則（平成15年3月28日教委規則第6号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月19日教委規則第14号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年9月29日教委規則第6号）

この規則は、平成16年10月20日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月17日教育委員会規則第16号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日教委規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日教委規則第5号）

改正

平成22年4月30日教育委員会規則第7号

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年4月30日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月17日教委規則第3号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年8月22日教委規則第14号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成26年1月16日教委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月7日教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月17日教委規則第14号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日教委規則第16号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第14条第2項に規定する委員長及び副委員長である者の委員長及び副委員長としての任期は、条例第10条第2項により任命された委員としての任期の末日までとする。

附 則（令和3年10月1日教委規則第25号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年11月16日教委規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。